

議 事 録 抄 本

令和 7 年 4 月

福崎町農業委員会

令和7年4月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 4月23日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
	13番 大野 通利

【署名人】

3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄
----------	----------

<案件>

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 4件

議案第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理) 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 1件

議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

	(委員会受理)	2 件
議案第 6 号	農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について	
	(委員会受理)	2 件
報告第 1 号	公共事業の施工に伴う一時転用届出について	
		1 件
報告第 2 号	農地使用貸借の合意解約通知について	
		5 件
報告第 3 号	会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について	
		11 件
報告第 4 号	農地法第 6 条に基づく報告書の確認について	
		5 件

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 4 月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一 同) < 異議なし >

(議 長) 異議なしということで、

3 番 前田 泰良	4 番 山本 徳雄
-----------	-----------

委員にお願いします。議案第 1 号から議案第 6 号に至る 6 議案、報告事項 5 件について審議願います。

それでは、はじめに議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(議 長) 次に、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 1番：資料1・2ページをご覧ください。願出地は、山崎公民館から南西約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から宅地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第1号 1番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 1番：現地では、宅地となっていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第1号 1番について、質疑はありませんか。
岡推進委員どうぞ。

(岡推進委員) コンクリートで舗装されており、なぜ今、非農地証明願が出てきているんですか。20年以上前から住宅敷地になっているとの記載がありますが、今まで分からなかったんですね。

(事務局) 非農地証明願は過去にも議案としてありました。20年以上経過して農地でないことを証明するものなので、農地であったことを知らずに宅地として使用されており、今回、理由があって調べた際に農地ということが分かり地目変更を行うにあたって証明願が出てきているのではないかと思います。

(岡推進委員) 今後もこのような形で非農地証明願が出てくるかもしれませんね。

(事務局) はい。農用地であればできませんが、その他で問題無ければ非農地証明願が今後も出てくるかと思います。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第1号 1番について、討論はありませんか。

＜なし＞

（議 長） ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第1号 1番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1番について、原案の通り証明することといたします。

次に、議案第1号 2番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局） 2番：資料3ページをご覧ください。願出地は、東大貫公民館より東約50mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、20年以上前から雑種地になっており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第1号 2番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

（上阪委員） 2番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第1号 2番について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

（前田委員） ■■■■■は所有者ですね。何のためにこの証明願を出されているんでしょうか。

(事務局) 過去に転用の許可が出されている土地になります。そのことを行政書士にも伝えましたが、様々な事情により今回、非農地証明を出して欲しいとのことでした。

(前田委員) この土地は接道もないように見受けられます。一般的に考えると、隣接する住宅の所有者に売却しようかとなりそうな気がします。

(岡推進委員) それはないです。■■■■、■■■■及び■■■■ですが、この辺り一体は擁壁して盛土されています。家を建てる際に全体を使用したかったんですが、売買で話がまとまりませんでした。先ほどの話の通り、他人地を通らないと願出地には入れません。北側には水路があります。売買などはせずに現状のままになるかと思います。

(前田委員) 分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他に質疑はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第1号 2番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第1号 2番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞

〔賛成 11：反対 0〕

(議長) 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 2番について、原案の通り証明することといたします。

(議長) 次に議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 1番:資料4・5ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から■■■■
■■■■・■■■■が南西約300m、■■■■が南西約250mに位置しています。地
籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の■■■■は元々申請地
を使用貸借で耕作していました。権利の更新に伴い、使用貸借でなく所有権
移転で話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は水稻を行う
予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影
響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第2号 1番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願い
ます。

(上阪委員) 1番:現地では、耕起し管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第2号 1番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第2号 1番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 1番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等
の所有権移転許可申請承認 1番について、原案の内容で許可することといた
します。

次に、議案第2号 2番について、関係委員さんがいらっしゃいますので、
退席願います。

<尾内推進委員 退席>

事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 2番:資料6ページをご覧ください。申請地は、余田公民館から北東約450mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。元々[]が耕作されており、今回譲渡人の[]が相続され、今後について[]へ相談したところ、[]が購入することで話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は水稻を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第2号 2番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 2番:現地では、耕起され管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第2号 2番について、質疑はありませんか。山口委員どうぞ。

(山口委員) 地域計画図面のどの農地ですか。

(事務局) 青く塗られている農地の左側になります。

(山口委員) 申請地と隣接農地は耕作者は同じですか。

(事務局) 隣接地は[]が耕作者となっています。

(山口委員) 写真を見る限り、畦がないので同じ耕作者なんですね。

(事務局) はい。

(議長) 他に質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。議案第2号 2番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 2番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2番について、原案の内容で許可することといたします。

＜尾内推進委員 着席＞

次に、議案第2号 3番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 3番：資料7・8ページをご覧ください。申請地は、福崎東中学校から北約650mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]は同じ村の人に農地を譲りたいと考えておりました。そこで[]と話がまとまり今回の申請が出てきております。取得後は野菜を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第2号 3番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 3番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第2号 3番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第2号 3番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 3番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成 11：反対 0〕

（議 長） 挙手全員でございますので、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 3 番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第 2 号 4 番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

（事務局） 4 番：資料 9・10 ページをご覧ください。申請地は、八反田公民館から■■■■が西約 350m、■■■■が北西約 350mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の■■■■は遠方に住んでおり、農地の管理に困っていました。譲受人の■■■■は畑をするための農地を探しており、双方が区長へ相談し売買の話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は野菜を栽培する予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

（議 長） 事務局からの説明が終わりました。
議案第 2 号 4 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

（上阪委員） 4 番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

（議 長） 議案第 2 号 4 番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

（山口委員） ■■■■が図面上では道路の一部になっているんですが、問題無いんでしょうか。

（事務局） ■■■■及び■■■■には区長から現状についての話はしていただいております。町道の担当者に聞いたところ、地籍図上では道路の一部となっていますが■■■■を測量しないとそもそも道路の一部になっているかいないかの判断ができないとのことでした。

（山口委員） 測量が終わっていないんですか。

(事務局) 地籍は入っています。

(山口委員) 結局、譲渡して福崎町の名義になるのか村の名義になるのかは分かりません。今回対象地の所有権を移転するため、いままでの口約束などはなくなります。委員会として問題なしかも知りませんが村としては問題じゃないでしょうか。

(事務局) 所有者には、この道路の件で要望等があった際には対応していただくよう話をしております。

(岡推進委員) 昔は狭い道で広げるために所有者同意の上で道路を広げたのかなと思います。しかし、道路の一部となっているところの土地の税金は払わなくて良いとなっているのではないかと思います。

(事務局) 道路部分については公衆用道路になっていると区長から双方に伝えていると聞いております。民地が公道に入っているという事例はあります。役場も処理し切れていないことが多いので一般的には、この道路を工事等行う際に買収することになれば役場の方で測量するというふうになります。計画があるかはわかりませんが、買収する際に対応していくというふうになります。

(山口委員) 現実的に、分筆して明確にしておかなければこれからさらに難しくなりますよ。

(事務局) おっしゃっていることは分かりますが、分筆しようとするとかかなり費用がかかります。

(山口委員) 今、分筆するからお金がかかるんです。道路拡張した当時に分筆していたらそんなにからなかったんじゃないんですか。

(事務局) 本来であれば、分筆してから工事を行うべきなんですが、現在はそういうになっております。

(山口委員) 今はなっていますね。おそらく数十年前であれば分筆もしやすかったでしょう。また、相続であれば権利の主張もできますが、今回は所有権を移転です。移転後に知らないという話になればややこしいことになります。何級道路かわかりませんが、このような問題は、区長さんを含めて覚書等を置いておかないといけないと思います。

(事務局) 2級道路になっています。この件につきましては、まちづくり課の方へ伝えておきます。

(山口委員) 2級ですね。2級であればなおさらのことでしっかりしないといけません。

(事務局) 所有者からは、取得後に要望があれば対応していただく旨の確約書をいただいております。

(山口委員) 現所有者から貰っても仕方が無いでしょう。

(事務局) 現所有者ではなく、譲受人である[REDACTED]からいただいております。

(山口委員) あくまでも、登記主義なんです。正すべきところは正すべきだと思っています。何級道路かも知りませんでしたが、2級であればなおさらです。これから先、当事者間や村と揉め事にならないように覚書等で残しておいて下さい。

(事務局) 分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第2号 4番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第2号 4番について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数> [賛成 10 : 反対 1]

(議長) 挙手多数でございますので、議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 4番について、原案の内容で許可することといたします。

(山口委員) 先ほど、2級道路との話があり町が関係しております。相続であればいいですが今回は譲渡のため途中で道路内民地の話が消えてしまうかもしれません。新しい所有者と区長や村から書面という形で貰う必要があり、それがないということも含め問題なしというのはおかしいと思い反対しました。

(議長) 次に、議案第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出について

(委員会受理)

(事務局) 1番: 資料11・12ページをご覧ください。届出地は、福田公民館から南西約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この届出は自己所有地を長屋住宅へ転用するものです。令和7年1月の農業委員会にて隣接する[黒塗り]を露天駐車場へ転用する届出がありました。今回は2期工事目で長屋住宅建設のため届出が出てきております。市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第4条の届出の受理要件は満たすと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第3号 1番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(上阪委員) 1番: 現地では、水路の改修を含め管理されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第3号 1番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第3号 1番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第3号 1番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11: 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地等の転用届出 1件について、原案の内容で受理することといたします。

(議長) 次に、議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申

請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

- (事務局) 1番：資料13ページをご覧ください。申請地は、大門公民館から北東約200mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。
この申請は売買により露天駐車場及び露天資材置場へ転用するものです。
[REDACTED]は福崎町の土木工事業で、機材を増やしたいと考えており今回、露天駐車場及び露天資材置場へ転用するための申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

- (議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第4号 1番について、現地調査済ですので報告願います。

- (上阪委員) 1番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

- (議長) 議案第4号 1番について、質疑はありませんか。

<なし>

- (議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第4号 1番について、討論はありませんか。

<なし>

- (議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第4号 1番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成11：反対0〕

- (議長) 挙手全員でございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

-
- (議長) 次に、議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理)

(事務局) 1・2番：資料14～16ページをご覧ください。届出地は、福崎小学校から東約150mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この届出は分譲住宅敷地へ転用するものです。届出地と[]及び南側宅地を含んで分譲住宅敷地へする計画です。市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第5号 1・2番について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1・2番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第5号 1・2番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 図面のピンクで塗られている箇所が道だと思いますが、道幅は何mですか。

(事務局) 開発の条件になってきますのでおそらく6mかと思います。

(山口委員) 入り口はどこですか。

(事務局) 町道と記載のある箇所で以前、[]があったところです。16ページを見ていただくと進入する箇所が広がっております。

(山口委員) []宅の前の道路は十分広いんですね。

(事務局) 接道部分は広がっておりますが、その先については変わっておりません。

(山口委員) 15・16ページの図面を見ていますが、分譲住宅地へはどのように入るんですか。

(事務局) 16ページの図面を見ていただくと南側から入るようになります。

(山口委員) 南側というのは[]の家ですか。

(事務局) 以前、[] がありましたが、もうなくなっているのですから入るようになります。

(山口委員) ここはもう道になっているんですか。

(事務局) 16 ページの図面を見ていただくと、ピンクが道路になります。現況の道路よりも接道部分のみでいうと倍ほどの道幅になります。

(山口委員) [] と [] との間には十分な道幅があるんですね。

(事務局) 今の町道のままです。開発基準に則った接道になっているためこの図面が出てきております。

(議長) 他に質疑はありませんか。
山本委員どうぞ。

(山本委員) 火事の時に救急車等が来た際の逃げ道はないですね。

(事務局) 通り抜けはできません。突き当たりが丁字路になっていますのでそこでUターンするようになります。

(山本委員) この届出地は消火栓からだいぶ距離があるんですが。

(事務局) ここには水道も本管を入れると思うので、おそらく開発条件で整理されると思います。

(山本委員) [] はまた別ですか。

(事務局) [] については地目が農地ではなく宅地となっているため農業委員会を通りません。ですが、一体での計画となるため売買されると思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第5号 1・2番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第5号 1・2番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

〔賛成11：反対0〕

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出 1・2番について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第6号 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(委員会受理)

(事務局) 1番：資料17・18ページをご覧ください。届出地は、井ノ口公民館から東に約200mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この届出は、自己所有地の一部を農業用施設用地として転用するものです。■■■■は娘夫婦と農業をするため、新しく農業用機械を購入し収納するために120.16㎡の農業用倉庫を建築するために届出されております。届出地は農用地ですが、用途変更の手続きがなされており、届出前に造成を行っていたため始末書付で届出されております。建設後の農地については水稻される予定です。自己所有農地を農業用施設のために転用する際、転用する面積が200㎡未満であれば、農地法第4条の許可不要となります。周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第6号 1番について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 1番：現地では、120㎡は盛土がされていましたがその他については管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第6号 1番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第6号 1番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第6号 1番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号
該当転用届 1番について、原案の内容で受理することといたします。

次に、議案第6号 2番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 2番：資料19・20ページをご覧ください。届出地は、余田公民館から東
に約250mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この届出は、自己所有地の一部を農業用施設用地として転用するものです。
農業用機械を収納するため届出されております。建設後の農地については畑作をされる予定です。自己所有農地を農業用施設のために転用する際、
転用する面積が200㎡未満であれば、農地法第4条の許可不要となります。
周辺の農地への支障もないことから、届出の受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第6号 2番について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 2番：現地では、管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第6号 2番について、質疑はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第6号 2番について、討論はありませんか。

＜なし＞

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第6号 2番について、賛成の方は挙手願います。

＜全員挙手＞ [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第6号 農地法施行規則第29条第1号

該当転用届 2 番について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) 報告第 1 号 公共事業の施工に伴う一時転用届出について

資料 21 ページをお開きください。公共下水道事業（浸水対策）に伴う公共工事の一時転用届出がでています。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 22 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 6 件出たことを報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 23 ページをお開きください。都市計画法第 29 条による『都市計画法施行規則第 60 条証明』のための営農証明を 2 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 6 件、耕作面積証明書を 3 件、計 11 件を発行したことを報告します。

報告第 4 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

資料 24・25 ページをお開きください。農事組合法人 神谷営農組合から令和 7 年 3 月 7 日付けで、農事組合法人 板坂営農組合から令和 7 年 3 月 12 日付けで、株式会社大門営農から令和 7 年 3 月 28 日付で事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

報告第 5 号 農地法第 5 1 条第 1 項に該当する違反転用について

本日、配布の資料はございませんが報告いたします。以前より報告しております[]の件です。2 月 28 日の期日までの原状回復を確認した後、3 月 3 日に再度、境界であると見受けられる屋根の直下より 1 m ほどでたあたりを法尻とし、その影響範囲の西側コンクリート擁壁を撤去すること及び耕土をいれることを指導いたしました。4 月 18 日及び 21 日に現地を確認いたしましたところ 3 月 3 日の指導内容が全て行われていたため、事務局長及び会長に報告し、[]にも完了の旨を伝える連絡をいたしました。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 一連の確認及び対応大変であったと思いますが、お疲れ様でした。

(議 長) 他に、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 他の2件はどうなっていますか。

(事務局) 2件のうち■■■■の件につきましては、先日、4月14日に県から■■■■・■■■■に事情聴取が行われました。その後、福崎町農業委員会、まちづくり課及び県の関係各課の担当で打ち合わせを行う予定です。打ち合わせでは■■■■・■■■■への指導事項を決定し、両名に決定した内容を伝える流れになります。

■■■■の件は、農業委員会からの問題点としては農地へ越境して資材置場へ転用しているのではないかとというものです。越境しているかどうかを確認するため業者が入り、境界を決定する動きが見えているところです。また、山口委員が懸念されております、盛土・切土等に関しては、関係各所へ動きがあれば報告しており、今後も注視するようという話をさせていただきます。

(山口委員) わかりました。後に問題が残らないように進めて下さい。

<なし>

<16:01 終了>

○次回農業委員会開催日・・・5月20日(火) 15:00～
場所：役場2階 大会議室

署 名 人	前田 泰良
署 名 人	山本 徳雄